

判決年月日	平成28年2月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)第10090号		
<p>○ 「盲鋌素子及びその使用」(下記本件補正により「盲鋌素子及びその使用方法」と変更)という名称の発明につき、進歩性を欠くとして、特許拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決は、誤りであるとして、取り消された事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特開昭51-130760号公報, 特開昭64-74307号公報

本願発明は、盲鋌素子及びその使用方法に関するものであり、変形後に環状隆起の形の環状止め頭部を形成すること、軸部において、複数の穴が、変形区域の中央の周範囲にのみ存在することを特徴とする。

審決(不服2013-14969号)は、本願発明は、刊行物1(特開昭51-130760号公報)に記載された発明(引用発明)、刊行物2(特開昭64-74307号公報)に記載された事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項により特許を受けることができないと判断した。

争点は、進歩性判断の当否であり、具体的には、①対比の誤りに基づく一致点の誤り、相違点の看過、②相違点に関する判断の誤りが問題となった。

本判決は、概要、以下のとおり判断し、審決を取り消した。

まず、①対比の誤り等の点については、引用発明は、変形区域全体が弱体化部であり、本願発明のように、変形区域の中央の周範囲にのみ、軸部壁(6)の弱体化部を持っているものではないから、この点を一致点とした審決の認定には誤りがあり、変形区域と穴の位置関係に関する相違点の看過があったとした。そして、引用発明の構成において、変形区域全体に及んでいる弱体化部を、変形区域の中央の周範囲のみ設けることについての、技術的な課題や示唆に関する具体的記載は、刊行物1には存在しないこと等から、本願発明の進歩性の判断に影響を及ぼすおそれがあるとして、取消事由に該当すると判断した。

また、②相違点判断の誤りの点については、引用発明における「溝孔6」は、従来技術におけるスリットに相当するものであり、そのうち、「拡大溝孔6a」は、「溝孔6」と一体で、スリットの中で、特に応力的に弱い部分を形成して、スリット間の管状部材4を折り曲げやすくする役割を果たすものであると認められるから、引用発明において、「リベットの軸部が、頭部から遠い方の端部の範囲に、雌ねじを持ち、かつ雌ねじと頭部との間に変形区域を持つ」という周知技術を適用した場合に、一体である「拡大溝孔6a」と「溝孔6」の構成の一部である「拡大溝孔6a」だけを残すことは困難である。そして、「溝孔6および拡大溝孔6a」をすべて残したまま軸部の肉厚を変えたとして

も、変形後に形成される止め頭部は “コスモスの花卉” 状になり、本願発明における「環状隆起の形の環状止め頭部」を有する構成とならない。また、仮に、「溝孔6および拡大溝孔6 a」をすべて交換した場合には、複数の穴を変形区域に設ける構成にならない。よって、引用発明に周知技術を適用しても、上記相違点に係る構成は想到できないと判断して、取消事由2も理由があるとした。